

## 次期「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」の考え方について

### 1 要旨・目的

次期「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」（以下「次期計画」という。）の策定に向けた考え方について、別紙のとおり整理した。

### 2 現状・背景

平成26年2月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」（以下「現行計画」という。）の計画期間が今年度末で終了することから、今年度中に次期計画を策定する必要がある。

### 3 次期計画の概要

#### (1) 計画の性質

長期的かつ全県的な視野に立った今後の県立高等学校の在り方について、基本的な考え方を示すもの。

#### (2) 計画期間

令和6年度～令和15年度（10年間）

※ 社会の変化や国における教育改革の動向など、高等学校教育を取り巻く状況の変化等を踏まえるとともに、次期計画の進捗状況等を検証し、必要に応じて見直しを行う。

#### (3) 策定に当たっての考え方

現行計画の内容を、「広島県教育に関する大綱」や国の「教育振興基本計画」、高等学校教育を取り巻く状況の変化等を踏まえ再整理する。

### 4 スケジュール（案）

区分	10月	11月	12月	1月
次期計画検討	← 有識者意見聴取 →		← 有識者意見聴取 →	
文教委員会	● 計画(考え方)	● 計画(素案)	● 計画(素案) 【集中審議】	● 計画(最終案)
パブリックコメント		← パブリックコメント →		

# 次期「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」の考え方について

## 【計画の趣旨等】

- 平成26年2月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」の内容を、「広島県教育に関する大綱（令和3年2月）」や国の「教育振興基本計画（令和5年6月）」、さらには高等学校教育を取り巻く状況の変化等を踏まえ、再整理する。
- 令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とし、長期的かつ全体的な視野に立った今後の県立高等学校の在り方について、基本的な考え方を示す。
- 計画の内容について、計画的・段階的に実施していくことを基本としつつ、社会の変化や国における教育改革の動向など、高等学校教育を取り巻く状況の変化等を踏まえるとともに、次期計画の進捗状況等を検証し、必要に応じて見直しを行う。

## 1 目指す姿

- 未来に夢や希望を持ちながら学び、複雑で予測困難な時代の中でも、社会の変化に主体的に向き合っており、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育成する。
- 様々な分野で地域や広島、日本の成長・発展を担うことのできる人材や、世界を舞台に活躍できる人材など、多様で厚みのある人材層を形成する。

## 2 基本的な考え方

- 高等学校教育の質的水準の維持・向上の観点から、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨できる環境を整える。
- 教育の機会均等の観点から、全県的な視野に立ち、今後の中学校卒業見込者数の推移、公共交通機関の利便性などの地理的条件、県立高等学校の学校規模、私立、市立及び国立高等学校を含めた高等学校の設置状況等を踏まえ、地域のニーズや生徒・保護者の希望等に応えることができる学校、課程及び学科等を適正に配置する。

## 3 留意事項

- 県立高等学校については、地域の生徒の高等学校教育を受ける機会の保障や、地域の活性化に重要な役割を担っている点を踏まえ、自治体内から県立高等学校が無くなることのないよう留意する。
- 各地域における県立高校の在り方を検討する際には、児童生徒数の推移のみならず、地理的条件など、それぞれの地域の実情に留意する。
- 次期計画の実施に当たっては、生徒にとってより良い環境が整い、地域全体の教育水準の更なる向上が図られるよう、新たな学校について、特色ある学科の設置や施設・設備の更新、教職員配置の拡充等の検討を行う。
- 次期計画の実施により、高等学校への通学が困難となる地域が生じる場合には、寄宿舎の整備など、生徒の修学機会確保のための検討を行う。

## 4 目指す姿の実現に向けた課程・学科の在り方

### ◆ 全日制課程

- 普通科の特色化・魅力化を図るため、国の普通科改革の動き等を踏まえ、「学際領域に関する学科」や「地域社会に関する学科」等の設置を検討する【新規】
- 既設の普通科コースについて、学校や地域の状況、中学生のニーズ等を踏まえ、学科の改編やコースの廃止等を検討する【継続】
- 地域の産業構造の変化やニーズ等を踏まえ、既設の学科の改編や新たな学科の設置を検討する【継続】
- 次代の地域産業を担う人材を育成するため、複数の専門学科からなり、地域産業について総合的に学ぶことができる、総合型高等学校の設置を検討する【継続】
- 生徒が自らの興味・関心や進路希望に応じた科目を、主体的に選択して学ぶことができるよう、多様な分野の科目を開設した総合学科の設置を検討する【継続】

### ◆ 定時制・通信制課程

- 多様化する生徒の学習ニーズに対応するため、従来の課程（全日制・定時制・通信制）の枠組みに捉われない、フレキシブルな学びを実践する学校の設置を検討する【拡充】

## 5 県立高等学校の規模の在り方

- 1学年6学級を標準として、「中山間地域」と「中山間地域以外の地域」では、今後の生徒数の推移や通学時間の現状などの状況が異なることを考慮し、次のとおりとする。

地域	適正規模の考え方
中山間地域	・ 1学年2～6学級の範囲内を基本とする
中山間地域以外の地域	・ 1学年4～8学級の範囲内を基本とする

- 1学年3学級以下の学校については、授業交流等による学校間の連携や、地域と連携した特色づくり等の活性化を図る。
- 1学年1学級規模の学校については、学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会」を設置し、協議会において、学校の活性化策を検討・実施する。

## 6 県立高等学校の再編整備基準

区分	再編整備基準
1学年1学級規模校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校活性化地域協議会において、学校の活性化策を検討・実施し、<u>全校生徒数が毎年度、収容定員の2/3（80人）以上となることを目指す</u>。</li> <li>● <u>2年連続して「新入学生徒数が20人未満又は全校生徒数が60人未満」となった学校</u>については、①近隣の県立高校のキャンパス校、②中高学園構想への移行、③統廃合（市町立としての存続を含む）のいずれかとする。</li> <li>● ただし、近隣に高等学校がなく、他地域への通学が困難な学校については、別途検討する。</li> </ul>
中山間地域以外の地域に所在する学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1学年4～8学級の学校を含めて、再編整備を進める。</li> </ul>

※ 地域の教育水準の向上に向けた、発展的な再編整備については、上記によらず実施する。